

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

旭化成クリエイト株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	(66,337,539)
流 動 資 産	388,633,224	流 動 負 債	59,248,371
現 金 及 び 預 金	10,523,406	買 掛 金	1,804,424
売 掛 金	1,413,212	未 払 金	3,727,120
商 品 及 び 製 品	790,036	未 払 費 用	34,736,686
前 払 費 用	37,800	前 受 金	540,000
未 収 入 金	22,997,626	未 払 消 費 税 等	5,885,709
短 期 貸 付 金	352,871,144	未 払 法 人 税 等	12,347,762
		預 り 金	206,670
固 定 資 産	58,207,395	固 定 負 債	7,089,168
有 形 固 定 資 産	45,122,811	退 職 給 付 引 当 金	7,089,168
建 物	15,439,540		
構 築 物	376,750	(純 資 産 の 部)	(380,503,080)
工 具 、 器 具 及 び 備 品	8,285,191	株 主 資 本	380,503,080
土 地	21,021,330	資 本 金	40,000,000
無 形 固 定 資 産	3,548,818	利 益 剰 余 金	340,503,080
ソ フ ト ウ ェ ア	3,476,018	利 益 準 備 金	12,500,000
電 話 加 入 権	72,800	そ の 他 利 益 剰 余 金	328,003,080
投 資 そ の 他 の 資 産	9,535,766	配 当 平 均 積 立 金	4,000,000
繰 延 税 金 資 産	9,535,766	別 途 積 立 金	220,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	104,003,080
資 産 合 計	446,840,619	負 債 ・ 純 資 産 合 計	446,840,619

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

商品及び製品……総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定額法

(2) 無形固定資産……ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

……その他の無形固定資産は定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金……直庸従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、旭化成グループ従業員とその家族に対し団体扱割引保険料で自動車保険を取次ぐ損害保険代理店業務、及び、グループで生産された日用雑貨品のグループ内販売を主な事業としています。

保険代理店事業については、保険契約者から保険契約書を受領し、これを保険会社に対し保険契約の取次後、保険契約が有効となった時点で、手数料の金額で収益を計上しております。

日用雑貨品の販売事業については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡された時点で収益を認識しています。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しています。

なお、日用雑貨品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

(損益計算書に関する注記)

保険契約の販売に伴う収益の認識は、収益認識に関する会計基準等の適用外であり、266,429千円を売上高に含めて表示しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	0 千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	5,272 千円

(会計方針の変更に関する注記)

(1) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用している。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。

これによる計算書類に与える影響はない。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	80,000株
------	---------

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 2024年6月7日開催の株主総会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	8百万円
(ロ) 1株当たり配当額	100円
(ハ) 基準日	2024年3月31日
(ニ) 効力発生日	2024年6月7日

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2025年6月5日開催の株主総会において、次のとおり決議を予定している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	8百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	100円
(ニ) 基準日	2025年3月31日
(ホ) 効力発生日	2025年6月5日

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。